

令和4年3月16日

さいたま市浦和区岸町7-11-5
特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
検討委員長 長田 淳 殿

Salute. Lab株式会社
代表取締役 墨谷 剛史



回 答 書

前略

貴法人から当社宛差し出された2022(令和4)年2月25日付「申入書」(以下「貴簡」といいます。)について以下のとおり回答いたします。

当社から貴法人に対して送付した令和3年10月12日付回答書でもご説明させていただいたこととも重複しますが、当社としては、「イオニアカードPLUS」(以下「本件商品」といいます。)の性能に関し、第三者機関において実証実験を行ったうえ、かかる実験結果についてインターネット等における広告表示を行うなど、必要な説明を行っていたと考えており、当社に売買契約上の債務不履行があるとは考えておりません。この点、貴簡においては、当社に対する消費者庁による措置命令の文言を引用し、当社の主張には疑問が残る旨ご主張されておりますが、当社に売買契約上の債務不履行等があるか否かは、各消費者における主観的な事情を含めた個別の事情を総合的に考慮して判断されるものであり、やはり一律に当社の債務不履行があるとする貴簡のご主張は相当でないものと考えております。

当社が販売した本件商品のうちごく一部については、当社からエンドユーザー(消費者)に直販しておりますが、顧客の皆様から個別にお問い合わせいただいた場合は、当社として適切に対応をしております。また、貴簡にてご照会いただいた点には当社の販売実績等の営業秘密が含まれていることからしても当社からの回答は差し控えさせていただきます。

以上、ご回答申し上げます。

草々